

高知県児童虐待死亡事例検証委員会報告書  
( 概要版 )

平成20年6月30日

高知県児童虐待死亡事例検証委員会

## 第1 事件の概要

平成20年2月3日高知県南国市内の小学校5年生の本児(11歳)が、同居男性(31歳)に虐待され、右硬膜下血腫などによる心肺停止状態で病院へ搬送されたが、翌2月4日午前、死亡した。

この事件の約1年前(平成19年2月)本児と弟の兄弟2人ともについて、小学校から児童相談所に対して虐待通告が行われている。

児童相談所は、平成19年4月に本児の弟を一時保護し、児童養護施設に入所させている。

児童相談所は、本児について在宅のまま継続的に対応してきたものの、同居男性と一度も接触することなく、重大な結果を生じるに至った。

## 第2 事例の検証による問題点・課題の整理

1 事例の全体的評価
(1) 1年という期間にわたって多くの関係機関が関わっていた中で発生した事例 本事例は、虐待が発見された後、弟を施設入所させることなども含めて約1年間、児童相談所、学校、警察、南国市福祉事務所など多くの機関が継続的に関わっていた。
(2) 児童相談所が関与することにより関係機関の主体的意識が欠如してしまった事例 南国市福祉事務所は、当事者意識の薄い対応となっていた。 本児の通学する小学校は、受け身的な対応となっていた。
(3) 児童相談所の組織的対応が欠如した事例 児童相談所においては、ケースの進行管理が十分でなかったため、ケース対応が担当者に任せられ、必要ときに機関としての協議や、再アセスメントが行われないなど、組織的対応が不十分であった。

2 児童相談所の対応及び体制について
<u>時系列による問題分析</u>
(1) 初期対応に関して 虐待の事実の具体的な把握が弱いことに課題がある。 本児に直接面接していないなど、虐待の事実確認の方法に課題がある。 間接情報だけでアセスメントし、援助方針を決めている点に課題がある。
(2) 弟の保護と施設入所の経過 一時保護後のソーシャルワークの進め方に課題がある。 一時保護中に各部門が行った診断及び判定のあり方に課題がある。 援助方針としての施設入所を進める際に、拙速な運びがあるなど課題がある。 援助方針を保護者、本人などへ説明し、理解を得る点で課題がある。 きょうだい事例であることに留意し、援助方針が異なった本児への対応方針を確立する上で課題がある。
(3) 6月の触法による通告への対応 触法通告の受理のあり方、組織的な対応に課題がある。 触法通告などの事態の変化を受けて再アセスメントし、対応方針を確立する上で課題がある。
(4) 夏休みの状況 ケースの進行状況に応じて適切に受理・判定会議等を開催し、組織的な方針を打ち出す上で課題がある。 新たな情報を得てもリスクの再評価が行われず、それらを活かした対応方針を確立する上で課題がある。
(5) 2学期以降の動きと児童相談所の取組み 児童福祉司と児童心理司のチームが十分には機能していないことに課題がある。 ケースの進行管理に課題がある。 児童福祉司等に対するスーパーバイズに課題がある。

<p>(6) 1月の警察からの通告(連絡)</p> <p>子どもの保護に責任を負う児童相談所の役割と責務を自覚する点で課題がある。 本児の意向に任せるなど、一時保護を実施する上での判断に課題がある。 休日の緊急判断を行う体制に課題がある。</p>
<p>全体を通しての問題分析</p> <p>(1) 調査や見立て、援助方針など児童相談所の専門性 調査の不十分さ 虐待内容や家族状況についての調査、事実確認の方法に課題がある。 見立て(アセスメント)の不十分さ 得られた情報をふまえた適切な見立てを行う上で課題がある。</p> <p>(2) 保護者に対する虐待の告知 保護者に虐待の告知をしていない点に課題がある。</p> <p>(3) きょうだい事例への対応 兄弟個々の状況を個別具体的に把握する点で課題がある。 兄弟であることの特徴をふまえた対応を行う点で課題がある。</p> <p>(4) 同居男性の持つリスクの可能性に対する判断 同居男性が持つリスク要因に十分な注意を払うという点で課題がある。 適宜入ってくる同居男性の情報を正確に受け止め、対応していく点で課題がある。</p> <p>(5) DVと児童虐待との関連性への認識 DVと児童虐待との関係の認識に課題がある。</p> <p>(6) 本児に対する理解 虐待されている児童を深く理解する上で課題がある。</p> <p>(7) 法的対応 法28条の審判申立ての具体的な準備が遅れた点に課題がある。 児童相談所の側に実践的な法的対応力に課題がある。</p> <p>(8) 児童相談所の果たすべき役割 職権を行使して適切に一時保護を行う上で課題がある。</p>
<p>児童相談所の体制について</p> <p>(1) 児童福祉司の人員体制及び任用制度、配置 児童福祉司資格取得中の者が多い上、児童福祉司を含むケースワーカーの平均経験年数が短い職員構成に課題がある。 相談班長に児童相談所経験の浅い者が配置され、スーパーバイズや進行管理が不十分であったことに課題がある。 相談課長が第三班の班長を兼務したことに課題がある。 児童福祉司に専門家を任用するといった任用制度が確立されていないことに課題がある。</p> <p>(2) 児童心理司の人員体制 児童心理司の配置が少なく、児童福祉司とのチーム対応が困難なことに課題がある。</p> <p>(3) 一時保護所の人員体制 一時保護所の人員体制に課題がある。</p> <p>(4) 会議システムのあり方等 児童相談所が基本とする「受理会議」「判定会議」「援助方針会議」のあり方に課題がある。 虐待事例の進行管理のための「月例報告会議」の開催ルールが機能していないことに課題がある。 会議の運営管理を行う管理職の指導性が十分発揮されず、組織対応や情報共有ができていないことに課題がある。</p> <p>(5) 専門性を高める上での研修等 虐待の内容を「ビジュアル」に把握する技量など専門性を身に付ける上で課題がある。 班長クラスの経験不足を補うための研修が不足している点に課題がある。</p>

3 小学校（教育機関）の対応について
<p>(1) 虐待対応の認識と主体性 虐待に対する対応において主体性の意識が欠如し、児童相談所任せであったという課題がある。 虐待に対する課題意識や専門的な知識がなかったことに課題がある。 児童虐待に対する想像力が無く、危機意識に課題がある。</p> <p>(2) 組織的対応 学校内での児童虐待の情報共有に課題がある。 児童虐待の組織的対応に課題がある。</p> <p>(3) 教育委員会との連携 南国市教育委員会は主体性を持って学校をサポートしていく姿勢に課題がある。 小学校と南国市教育委員会は、相互が連携して取り組むという姿勢に課題がある。 県教育委員会は、もう一步踏み込んだ対応や支援が無かった点に課題がある。</p> <p>(4) 危機管理対応能力 管理職が児童虐待に対する危機感を共有できなかった点に課題がある。 管理職が虐待に関する危機管理や、ケース対応の十分な研修を受けておらず虐待に関する理解が不十分な点に課題がある。</p>
4 南国市福祉事務所の対応について
<p>(1) 虐待対応の認識と主体性 児童相談所任せであり、地域の問題であるという認識が無かった点に課題がある。</p>
5 南国警察署の対応について
<p>(1) 危機感の共有 警察の持った危機感を関係機関で共有できなかったことに課題がある。</p>
6 その他の機関の対応について
<p>(1) 要保護児童対策地域協議会の取組み 協議会組織は立ち上げたものの、実質的に機能させていなかった点に課題がある。</p>

### 第3 具体的な方策

1 児童虐待対応における役割と責務の自覚
<p>(1) 児童相談所の基本姿勢の再確認 子どもの安全、最善の利益を最優先にして取り組むという基本姿勢を再確認する必要がある。</p> <p>(2) 関係機関の基本姿勢の再確認 全ての機関が「自分たちが子どもを守る」という基本姿勢を再確認する必要がある。</p>
2 児童相談所の機能上の充実と組織の改善
<p>(1) 子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底 子どもの安全を確保するため、児童の最善の利益を第一にして適切な権限行使、介入的アプローチを躊躇なく、行う必要がある。 児童相談所の権限を適切に行使するため、児童虐待対応の受理から進行管理までの実施手順や一時保護の実施判断基準など組織内の手順を定めておくことが必要である。</p> <p>(2) 状況変化の場合の再アセスメントの徹底 状況に変化があるときは、速やかにそれらの情報について具体的に確認し、緊急度の判断、再アセスメント、対応方針の再検討を行うことが必要である。 状況に変化があるときは、緊急的会議の開催などミーティングを行う体制なども確認しておく必要がある。</p>

(3) ソーシャルワークの再検討とガイドライン作成などの検討

ソーシャルワークの留意点を整理し、高知県の地域的な事情や取組内容なども反映させた高知県版の児童福祉司活動マニュアル(ガイドライン)を作成し、児童相談所全体で共有し、新任児童福祉司などに伝えていくような取組みを検討する必要がある。

(4) きょうだい事例など特別な視点が必要な事例への対応の徹底

被虐待児にきょうだいがいたり、同居男性がいたり、DVが疑われる場合など特別な視点が必要な事例は、綿密な状況把握を行い、虐待の兆候が認められた場合には、危険度について特に注意し、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討する必要がある。

(5) 虐待状況をビジュアルに把握するための手順の再確認及び実行

虐待状況をビジュアルに把握するための手順を再確認することが重要である。

虐待状況をビジュアルに把握するための体制整備や研修の充実が必要である。

(6) 児童相談所業務における事務上の改善

「受理会議」「判定会議」「援助方針会議」を基本とした会議運営システムの改善

基本となる会議を重視し組織的な対応ができる、高知県の実情に応じた会議運営システムを作る必要がある。

「高知県子ども虐待防止のための取組指針」や「高知県市町村児童家庭相談マニュアル」の作成・配布

「高知県子ども虐待防止のための取組指針」や「高知県市町村児童家庭相談マニュアル」を改訂し、最新の指針を冊子として作成し、職員や市町村に配布することが必要である。

(7) 外部の専門家からのサポート体制の構築

外部の専門家を招へいするなど、不断に専門性を高める努力の実行

児童相談所の運営に詳しい外部の専門家を招へいし、組織運営や日々の業務の進行状況の実践的なアドバイスを受け、組織としての機能強化を図ることが必要である。

弁護士の積極的活用

弁護士に法28条の審判申立ての際に代理人を引き受けてもらう(申立書の作成や家庭裁判所との調整を含む)ことができるような契約、システムづくりなどの法的支援体制を改善する必要がある。

(8) ITシステム導入についての検討

情報共有や危険度の判定、援助等の確実な進行管理が行えるよう、ITシステムの導入などによるリスクの把握や適切なケース管理ができるしくみづくりが必要である。

(9) 児童虐待専従チームの立ち上げを含む内部組織の充実・改善の検討

日常的に協議ができ、緊急的な場合にも即応性があり、必要に応じて複数対応も可能となるような児童虐待専従チームの立ち上げ、あるいはそのような動きができるシステムの構築を検討する必要がある。

(10) チームによる相談援助活動ができる人員体制の確保

引き続き相談体制の充実に努めること

児童福祉司など引き続き相談体制の充実を図ることが重要である。

児童心理司の増員を図ること

児童福祉司とは違った重要な役割を担っている児童心理司は、困難な児童虐待に対応する上では、チームにとって不可欠の存在であり、高知県はその配置が少ないため、増員する必要がある。

(11) 一時保護体制の充実

一時保護の役割を適切に果たしていくため、班長がその役割を十分発揮できるよう、スタッフの増員を含めた体制の整備を図る必要がある。

(12) 任用制度のあり方の再検討及び中・長期的な人材育成

児童相談所の専門性を確保するため、児童福祉司や児童心理司の任用資格のある者など福祉専門職の採用を含め、県として中・長期的な視点に立って計画的に人材確保、人材育成ができるよう抜本的な検討を行うべきである。

(13) 専門性の向上及び力量を高めるための研修の充実

児童相談所職員の専門性を向上させ、力量を高めることが急務であり、そのためには、種々の研修参加による専門的な知見を獲得する必要がある。

児童相談所のスーパーバイズ機能を高めるために、班長職への強力な支援が必要であり、先行地への派遣による長期研修の実施や全国レベルの研修の受講、また、外部の専門家を招へいしての直接指導を受けさせることなどが必要である。

3 教育関係機関の対応力の強化

(1) 学校の対応力の強化

教職員の虐待への対応力の強化

児童虐待における学校の役割を認識し、虐待への理解を深め、主体的に対応する力を身につけることが必要である。

学校内における児童虐待対応体制の整備・充実

児童虐待に対応するためには、支援チームを結成し、課題の本質がどこにあるのかを見極めること、学校と家庭・地域・関係機関との具体的な連携を図ること、「誰がいつどんな動きをするのか」を明確にすることなどが必要である。

児童虐待の通告書の提出と記録の徹底

学校から児童相談所に寄せる児童虐待相談や通告については、通告書を送付し、ケース記録を作成するという基本的対応の徹底を図る必要がある。

(2) 教育委員会の対応力の強化

市町村教育委員会の学校支援

虐待が発生した学校に対し市町村教育委員会の支援が必要であり、個別事例について学校から定期的に報告を受け、早期の支援や関係機関との連携に主体的な役割を果たすことが必要である。

児童虐待への体系的な研修プログラムの実施

児童虐待への体系的な研修機会を提供し、教職員全てが児童虐待に関わる知識や実践力をつけられるよう努める必要がある。

県教育委員会による総合的支援の充実

虐待の危険度・緊急度の判断基準や子どもの見守りの方法等について、児童虐待対応のガイドラインを作成し、県内の全ての学校に徹底することが必要である。

各学校や各市町村教育委員会だけで問題を抱え込まないで相談しやすい体制をつくることが求められる。現場からの相談を受けて、学校と関係機関とを繋ぎ、問題解決のためのトータルコーディネートの役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置を検討する必要がある。

(3) 児童生徒等への援助

子ども自身が虐待に関する認識を深め、自らSOSを発信できるように、子どもへの支援を行うことが重要である。

スクールカウンセラーを配置するなど教育相談体制を整備して、子どもの声を受け止めることができるようにすることが必要である。

4 南国市福祉事務所の対応力の強化
(1) 市町村児童家庭相談援助指針に沿った運営及び体制の充実 児童虐待などに実際に対応できる、当該地域の実情にあった新たな市町村のシステムを早急につくり、市町村児童家庭相談援助指針に沿った運営を行う必要がある。 児童福祉司と同様の資格のある職員の育成やアドバイザーを招へいしての専門性を確保する研修指導を受けるなどの早急な対応によって、児童家庭相談体制の充実を図る必要がある。
5 警察の対応力の維持
(1) 引き続き専門性の確保 今後とも継続して児童虐待への研修等を充実させ、専門性の高い職員の養成を期待する。
6 その他関係機関の強化等
(1) 実効性のある要保護児童対策地域協議会の確立と機能強化 要保護児童対策地域協議会の対応力の確保 要保護児童対策地域協議会は、形だけの設置ではなく実質的に機能するネットワークづくりに取り組む必要がある。 関係機関職員の専門性の確保 市町村の児童家庭相談窓口の職員は、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、協議会活動の要となることなどが期待されることから、児童福祉司と同様の資格を有する職員や専任職員を配置することが必要である。
(2) 福祉保健所の役割と活動 福祉保健所は、市町村を支援して協働して活動を担っていくことが期待される。
(3) 積極的な社会的啓発の必要性 子どもの権利侵害である児童虐待はどのような家庭でも起こり得る身近な問題であり、子どもの尊い命は県民全体で守っていかなければならないということを、広く啓発していく必要がある。

## おわりに

- ・委員会としては、極めて痛ましいこの事件を大変重く受け止め、二度とこのような悲しみに満ちた事件を起こさないため、関係する機関が子どもたちを守るために何を教訓とし、具体的にはどう行動すればいいのか、本事例の経過を詳細に検討し、徹底した検証を行った。
- ・提言では、すぐにできることもあれば、時間を要するものもあるが、できることから早急に取り組んでいくことが必要である。
- ・提言に基づき実施される内容については、外部の専門家などにより確認・検証することが望ましい。

児童虐待への対応には様々な困難がともない、各関係機関の職員が努力を重ねていることは、本委員会としても理解しているつもりである。しかし、それゆえにこそ、すべての関係機関が今回の事件を真摯に受け止め、児童虐待防止に向けて、自らの役割と責任を自覚し、児童虐待によって子どもが命を落とすことのない社会、子どもの健やかな成長を育むことのできる地域社会をつくることに、県民と力をあわせて取り組んでいかなければならない。